

ケアマネ研修受講の皆様へ

■ 専門員証の更新交付 ■

研修の後は手続き
が必要なの？

修了証書や専門員証
は自動で送られてく
るのかな？

介護支援専門員証は
自動で更新されません。
研修終了後はご自身で次の
①～④の手続きが必要です。



研修後に必要な手続き

①

研修の修了～
修了証書の取得



②

専門員証(カード)
の更新(電子申請)



有効期間の更新

③

振込用紙の受取
～手数料の振込



振込
用紙

手数料

④

介護支援専門員
証(カード)の受取



①それぞれの研修
実施団体が担当

②③④ 東京都福祉保健財団が担当



有効期間満了日までに、次の **①②** を済ませないと「失効」となり、ケアマネ業務はできません。

逆に **①②** が済んでいれば、③④が満了日を過ぎていても「失効」にはなりません。
専門員証が届くまでは「更新手続き中」と説明して業務に就いてください。

①研修の修了～修了証書の取得

- ・研修ごとに実施団体・修了証書の取得方法が異なります。
- ・それぞれの研修資料等でご確認ください。

別々の団体
なんだね！



- ・実務研修
- ・専門研修Ⅰ
- ・更新研修(実務経験者)88H
- ・更新研修(実務経験者)32H
- ・更新研修(未経験者)54H
- ・再研修

- ・介護支援専門員の登録関連
- ・専門員証の交付(新規・更新)

公益財団法人
東京都福祉保健財団
03-3344-8512

・専門研修Ⅱ

公益財団法人
総合健康推進財団
03-6262-7131

- ・主任研修
- ・主任更新研修

CMAT (シーマツ)
特定非営利活動法人
東京都介護支援専門員
研究協議会
03-3556-1541

②専門員証（カード）の更新（電子申請）

- ・P.5の「4 電子申請（更新交付）の手続き」のとおり電子申請してください。



スマホでの電子申請、なんか難しそう…
どうして紙の申請はなくなったのかしら？

紙申請の不備連絡は電話。お電話しても、お忙しい皆様は電話に出れず、不備が解消しないまま月日だけが流れることも多々ありました。

電子申請の不備連絡はメール。お好きな時間にメールを確認し対応できるため、便利になったと言われる方がたくさんいらっしゃいます。

スマホの操作は、ご家族や職場の方に操作していただいてもかまいませんし、マニュアルのとおり操作をすれば簡単にできると思います。



では、家族や職場の人に協力してもらいながら、電子申請してみようかな。

③振込用紙の受取～手数料の振込

- ・登録のご住所へ郵送いたします。到着時期等は、P.6の5、6をご確認ください。
- ・届いた振込用紙で郵便局にてお振込みください。

④介護支援専門員証（カード）の受取

- ・登録のご住所へ郵送いたします。到着時期等は、P.6の5、6をご確認ください。
- ・古い専門員証原本は福祉保健財団へご返却ください。

介護支援専門員証の更新手続き

— 「専門研修Ⅱ」をご受講される方へ—

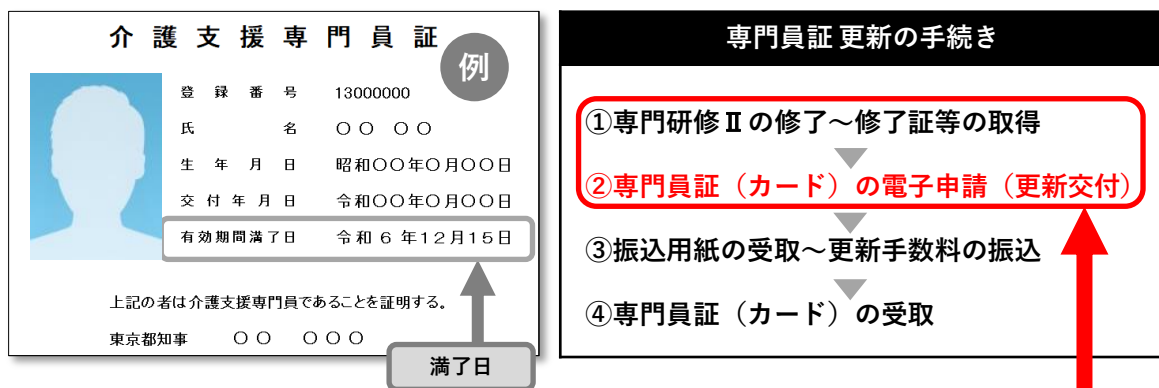
本案内は、介護支援専門員専門研修Ⅱを受講予定の方全員に送付しております。

専門研修Ⅱ（その他の更新に必要な研修も含む）を修了しただけでは、介護支援専門員証（以下「専門員証」といいます。）の更新にはなりません。**研修修了後、ご自身の満了日までに、必ず以下の手順で電子申請手続きをお願いいたします。**

（現在は紙の申請書による申請は承っておりません。）

なお、このご案内は、「専門員証」の登録地が「東京都」の方へのご案内となりますので、他道府県登録の方は、該当の道府県でお手続きをお願いいたします。

1 更新までの流れ



**①② は必ず満了日までに
手続きを終えてください。**

■ご自身の有効期間満了日（以下「満了日」といいます。）までに、

①②の手続きを済ませてください。







【ご注意ください】

※ ①② は満了日を過ぎると「失効」となり、ケアマネ業務はできません。

※ ②～④までは約2～3か月かかりますが、②が満了日までに済んでいれば、専門員証の到着が満了日を過ぎても「失効」ではありません。専門員証が届くまでの間は「更新手続き中」と説明しご対応ください。

2 事前に用意するもの

下記のことを**スマートフォン等で撮影**し、その**写真データをご用意**ください。
電子申請システムに添付できる写真形式は「**jpg形式**」または「**jpeg形式**」のみ
のため、スマートフォンにて撮影、申請する方法をお勧めいたします。

必須（全員）	<div style="background-color: red; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">顔写真</div> （専門員証の写真となるため 明瞭な写真 ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ カラー、正面、上半身、無帽、無背景、明瞭、6か月以内撮影 ・ 白黒写真、顔全体（頭）が見切れている、正面を向いていない、背景が映り込んでいる、不鮮明な写真は不可です。 ・ 直接本人の顔をスマートフォン撮影する、または紙写真をスマートフォンで撮影したものをご利用いただけます。 <p style="text-align: center;">※枠内での顔サイズイメージ例→</p>	
	<div style="background-color: red; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">専門研修Ⅱ修了証書</div> （修了確認のため 明瞭な写真 ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体が写っている写真（見切れている写真は不可） ・ パソコン画面の修了証書をスマートフォン撮影したもの、または紙の修了証書をスマートフォン撮影したもの、どちらでもご利用いただけます。 	
該当者のみ	<u>登録氏名を変更される方、または旧姓・通称名を併記される方</u>	<ul style="list-style-type: none"> ● 変更後の戸籍抄本（謄本）の写真（3か月以内に交付） <ul style="list-style-type: none"> ・ 全体が写っている写真（不鮮明な写真は不可） ・ 最終ページの下部分に交付日の記載があるため、全てのページが必要です。 ・ 謄本（＝家族含む）ではなく、抄本（＝本人のみ）でかまいません。 	
	<u>登録住所から住所変更した方</u> （次のいずれか1つ）	<ul style="list-style-type: none"> ● 変更後の住民票の写真（3か月以内に交付） <ul style="list-style-type: none"> ・ 全体が写っている写真（不鮮明な写真は不可） ・ 個人番号（マイナンバー）の記載のないもの ● 変更後の運転免許証の写真 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全体（表裏両面）が写っている写真（不鮮明な写真は不可） ● 変更後のマイナンバーカードの写真 <ul style="list-style-type: none"> ・ 表面のみの写真（不鮮明な写真は不可） ・ マイナンバーが記載されている裏面は絶対に添付しないてください。 	  



3 電子申請（更新交付）の申請期間

ご自身の満了日より申請期間が異なります。下表をご確認ください。

ご自身の満了日（月）	専門研修Ⅱの修了証書	電子申請の可否	対応
コロナ特例措置対象者 期間外の方 （満了日がR 2.2.25～R 5.3.31の方） ※満了日に3年を足した日が 過ぎて いる方 （例）R 3.3.25 + 3年 = R 6.3.25 →期間外	未取得	不可	失効
	取得済み		
コロナ特例措置対象者 期間内の方 （満了日がR 2.2.25～R 5.3.31の方） ※満了日に3年を足した日が 過ぎていない （例）R 4.12.5 + 3年 = R 7.12.5 →期間内	未取得	不可	修了証取得後に申請※
	取得済み	可能	裏面へ
満了日（月）まで 3か月未満の方 （例）R 6.12.15 → R 6.9.1～R 6.12.15	未取得	不可	修了証取得後に申請※
	取得済み	可能	裏面へ
満了日（月）まで 3か月以上の方 （例）R 7.5.10 → R 7.2.1～R 7.5.10	未取得	不可	満了月まで3か月未満になったら申請
	取得済み	不可	

（例）↑基準日R6.10.1の場合

※専門研修Ⅱの**修了証書を取得前に満了日が過ぎてしまう方**

東京都福祉保健財団ケアマネ登録担当（03-3344-8512）まで、**至急ご連絡**ください。

失効しないよう個別対応となり、申請方法をお伝えいたします。

4 電子申請（更新交付）の手続き

QRコードからアクセス

次のQRコード（URL）より**電子申請（更新交付）**を行なってください。
 詳細は**電子申請システム操作マニュアル（更新交付編）**を確認してください。



福祉保健財団HP
（登録関連）



<https://www.keaman.e.tokyo.jp/touroku/>

電子申請システム操作マニュアル
（更新交付編）



<https://www.keamane.tokyo.jp/wp-content/uploads/2024/03/manual.pdf>

電子申請（更新交付）



https://tcm-shinsei.fukushizaidan.jp/app/input/renewal_issuance/terms

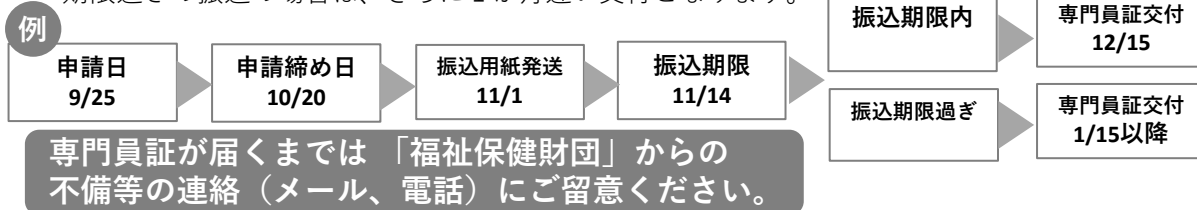
福祉保健財団ホームページからアクセス

パソコン等ご利用でQRコードが読み取れない場合は、以下ホームページからアクセスしてください。



5 電子申請（更新交付）後の流れ

更新交付申請の締め日は毎月20日です。前月21日～今月20日に申請された1か月分をまとめて、翌月1日に振込用紙を郵送します。
期限内に郵便局で振込されたら翌々月15日以降に専門員証が交付されます。
期限過ぎの振込の場合は、さらに1か月遅い交付となります。



6 郵送物（振込用紙、専門員証）

(1) 振込用紙 = 納入通知書

- 前月21日～今月20日に申請された1か月分をまとめて、**翌月1日に振込用紙を郵送**します。
- 普通郵便**でお送りします。到着まで3～5日ほどかかります。



振込用紙

黄緑色の窓付封筒（長3）

(2) 専門員証

- 期限内の振込は**翌月15日**、期限過ぎの振込は翌々月以降の交付となります。
- 特定記録郵便**でお送りするため、到着まで3～5日ほどかかります。（郵便配達員がご自宅の郵便受けに配達した日時を記録し追跡できる郵便）



専門員証

灰色の窓付封筒（長3）

(3) 郵送物の受取



郵便物が福祉保健財団に戻って来ていない、郵便局の追跡記録が「お届け済み」状態なのに「届いていない」とのお問い合わせがあります。

しかし、再度探してみたら、「他の郵便物、チラシ等と紛れていた。」
「家族が受け取り自分に渡されていなかった。」
など、後ほど見つかっているケースがほとんどです。



到着時期は、ご家族の方も含めて、郵便物の管理には十分ご注意ください。

【お問い合わせ先】

公益財団法人 東京都福祉保健財団 ケアマネ登録担当
03-3344-8512（平日8:45～17:30）